



保警救第51号  
平成27年7月29日

全国小売酒販組合中央会  
会長 松田 武 殿

海上保安庁警備救難部  
救難課長 栗津 秀哉



飲酒遊泳事故の絶無に向けた取り組みへの協力をお願い

平素より、海上保安業務に格段の御理解と御声援を賜り、厚く御礼申し上げます。  
本年も本格的なマリンレジャーシーズンを迎えました。海上保安庁では、GW 前からマリンレジャーに伴う事故防止のため、安全講習会やキャンペーンの実施など、指導・啓発活動を実施しており、特に、遊泳中の事故の約8割が集中して発生している7、8月は、海水浴中の事故減少のための取組みを強化しております。

過去の統計からも、遊泳中の事故者のうち飲酒をしていた事故者の死亡率は、飲酒をしていない事故者に比べて約2倍と高いことや、飲酒遊泳者の事故が増加傾向にあることから、昨年度からは「酔泳危険（すいえいきけん）」として特に飲酒遊泳の危険性を伝える啓発活動を強化しておりますところ、今夏、飲酒の上での遊泳中の事故や、海辺で飲酒を伴うバーベキューを楽しみ、勢いで海に飛び込んで死亡、行方不明となる事故が相次いで発生しており、尊い人命が失われています。

そこで、飲酒遊泳の危険性について国民の皆様の一層の理解浸透を図る方策の一つとして、「「酔泳」の危険性を探る!!」と題した特設ページを作成し、関係各所に同ページへのリンクをお願いしております。

酒類業組合中央団体連絡協議会加盟各団体におかれましては、適正な飲酒環境を醸成するなどの社会的責任を果たすとの基本的考えにより、「酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準」を設け、自主的に適正飲酒を促す啓発を実施されていると承知しております。この機会に、飲酒遊泳の危険性について再認識いただきますとともに、貴団体ホームページに、上記特設ページへのリンク掲載をお願いいたします。

また、貴団体加盟各社に御周知いただき、各社のホームページ、広報誌の記事やポスター等で注意喚起の機会を作っていただくなど、飲酒遊泳事故の絶無に向けた取り組みに御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

URL : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kainan/marine/figure/suieikiken.pdf>

問合せ先：マリンレジャー安全推進室

(代表：03-3591-6361 内線：5950 川崎、5951 梅田)

